

2008年5月15日

各位

会社名 株式会社みずほフィナンシャルグループ  
代表者 取締役社長 前田 晃伸  
本店所在地 東京都千代田区大手町一丁目5番5号  
コード番号 8411 (東証第一部、大証第一部)

### **役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の導入について**

株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「当社」)、株式会社みずほ銀行および株式会社みずほコーポレート銀行は、役員報酬制度改定の一環として、役員退職慰労金制度を廃止し、その代替として、株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有することにより、株価上昇および業績向上への貢献意欲を従来以上に高めること等を目的として、株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を導入することについて、平成20年6月開催予定の各社の定時株主総会に付議することを決議しました。

#### 1. 役員退職慰労金制度の廃止

各社の取締役、監査役および執行役員に対する役員退職慰労金制度を、平成20年6月開催予定の各社の定時株主総会終結時をもって廃止し、各社の定時株主総会終結時までの在任期間に対応する退職慰労金については、打切り支給としたうえで、当該各役員の退任時に支払う予定です。各社の取締役および監査役に対する退職慰労金の打切り支給については、平成20年6月開催予定の各社の定時株主総会に付議いたします。

#### 2. 株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の導入

役員退職慰労金制度の廃止にあわせ、各社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対し、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とするストックオプションを割り当ていたします。各社の取締役(社外取締役を除く)に対するストックオプションについては、平成20年6月開催予定の各社の定時株主総会においてストックオプション報酬等に関する議案を付議いたします。なお、かかる新株予約権の行使により交付する株式は、原則として当社の保有する自己株式を充てる予定であります。

なお、当社の取締役に対して発行するストックオプション(新株予約権)の内容は別紙のとおりとします。

以上

この文書は、役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の導入について、一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

【別紙：当社の取締役（社外取締役を除く）に対して発行するストックオプション（新株予約権）の内容】

1．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の年間総数500株を、毎年定時株主総会の日から1年以内の日に取締役（社外取締役を除く）に対して発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」）が調整された場合には、調整後付与株式数に下記2記載の取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

付与株式数は1株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割又は株式無償割当て、端数等無償割当て、株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式無償割当て、端数等無償割当て、株式併合の比率

また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

2．新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の年間総数500個を毎年定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

3．新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割り当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として、当社取締役会で定める額とする。

4．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5．新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から20年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

6．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7．新株予約権の行使の条件

新株予約権者である当社の取締役（社外取締役を除く）は、当社の取締役の地位を喪失した時点以降、新株予約権を行使できるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

以上